

1 携帯電話基地局への干渉（平成22年7月）

携帯電話事業者から、廿日市市内の携帯電話基地局が電波の干渉を受けているとの申告があり、現地調査を実施したところ、民家のテレビ受信ブースター等の不具合により不要電波が放出され、近くの携帯電話基地局に干渉していたことが判明した。

当該テレビ受信ブースター等を修理し、障害は解消した。

なお、テレビ受信ブースター等からの不要電波による携帯電話基地局への干渉事案は、平成20年度は13カ所、平成21年度は11カ所、平成22年度第1四半期には4カ所で発生している。

2 船舶用無線電話への障害（平成22年7月）

海上保安本部から船舶用無線電話に障害を受けているとの申告があり、当局の電波監視システムを使用して調査したところ、障害の原因となっている電波の発射源は瀬戸内海を東方向に移動していることを確認した。その情報をもとに海上保安本部が調査したところ、外国籍船舶の無線電話設備からの誤発射が原因と判明した。

3 遭難信号電波の誤発射（平成22年9月）

海上保安本部などから遭難信号電波が断続的に発射されている旨の申告があり、電波監視車による探索を行ったところ、山口県山陽小野田市にある廃棄物処理場内に埋もれていた非常用無線装置を発見し、電波の発射を停止させた。

発見した装置は、廃棄する際に電池を取り外すなどの適切な措置をとらなかったため、浸水や衝撃などで誤作動し、遭難信号を発射していたものと推定される。



遭難信号電波を発射
していた装置